

L
A
2

衛生部
調査部

子女養育中の貧困寡婦等に関する調査概要

社
會
局
社
會
部

昭和21年4月27日
川上理一先生
寄贈
厚生省研究所

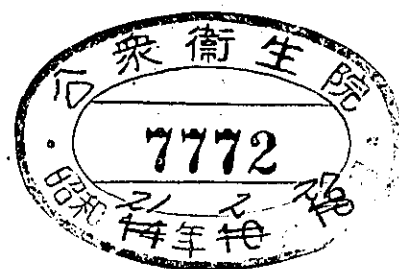
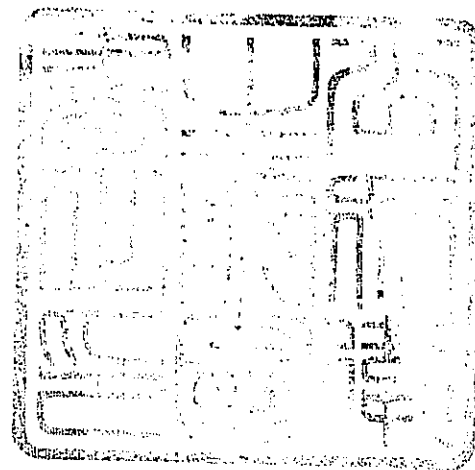
L
A
2

国立保健医療科学院蔵書



10012020

△
A
2



例言

一、本調査は児童扶助に關する基礎資料を得んが爲大正十五年六月下旬より七月中旬に亘り、道府縣に於て行ひたる子女養育中の貧困寡婦、鰥夫等に關する調査報告を基礎として統計を作製し、概略の説明を加へたものなり。

一、此の種の社會調査は戸別的實際調査に依ることを必要となすが故に、之を全國に實施するは極めて困難なるが、本調査は専ら道府縣吏員、市町村吏員並に方面委員等の努力に依りて短期間に施行したり。從て調査項目は精細に亘ること能はず、今回は大體的觀察を爲すに留めたり。

一、本調査施行の爲、社會局に於て六大都市所在府縣其他近縣社會課長の協議會を開き、道府縣及都市に於ても打合會の開催其他の方法を講じ、調査方針の徹底と調査の進捗に努めたり。

一、卷末に貧困寡婦其他の代表的實例若干を附記して參考に資す。

大正十五年九月

7772

子女養育中の貧困寡婦等に関する調査概要目次

一、調査の計畫

調査の對象

調査の時期、豫定地域及機關

調査要綱及調査票様式

二、代表的調査の結果

調査實施の世帯歩合

調査報告集計

三、代表的調査を基礎としたる全國的推算

推定數の算出法

全國及道府縣別推定數

推定の正確度

四、寡婦、鰥夫等とその子女の狀況

寡婦及準寡婦の年齢分布

寡婦及準寡婦の養育する子女数及年齢

住居の室数及疊数

世帯人員

世帯収入月額

世帯生活費不足月額

準寡婦の事由別歩合

故障ある鰥夫及準鰥夫の状況

五、貧困程度の輕重より見たる推定数の整理……………三

○ 貧困と看做す標準

推定数の整理

推定数整理に關する其他の考慮

六、結果の概括……………二四

七、圖表……………自二七至三三

第一圖 年齢に依る寡婦の百分比分布

第二圖 十四歳未満の子女数に依る寡婦の百分比分布

第三圖 年齢に依る寡婦養育中の十四歳未満の子女の百分比分布

第四圖 寡婦養育中の十四歳未満の子女體性別年齢百分比分布

第五圖 世帯人員に依る寡婦の百分比分布

第六圖 住居の疊数に依る寡婦の百分比分布

第七圖 収入月額に依る寡婦の百分比分布

第八圖 生計費不足月額に依る寡婦の百分比分布

第九圖 事由別に依る準寡婦の百分比分布

八、附表……………自三五至三六

第一表 三市に於ける年齢及子女数に依る寡婦の分布

第二表 一府七縣の郡部に於ける年齢及子女数に依る寡婦の分布

第三表 東京及大阪府に於ける年齢及子女数に依る準寡婦の分布

第四表 一府二縣の郡部に於ける年齢及子女数に依る準寡婦の分布

第五表 三市に於ける寡婦の子女の體性及年齢別

第六表 一府七縣の郡部に於ける寡婦の子女の體性及年齢別

第七表	東京、大阪の二市に於ける準寡婦の子女の體性及年齢別	五
第八表	一府二縣の郡部に於ける準寡婦の子女の體性及年齢別	五
第九表	六次都市に於ける住居の疊數及家族數に依る寡婦の分布	五
第十表	六縣の郡部に於ける住居の疊數及家族數に依る寡婦の分布	五
第十一表	四市に於ける収入及不足月額に依る寡婦の分布	五
第十二表	九縣の郡部に於ける収入及不足月額に依る寡婦の分布	五
第十三表	東京、大阪の二市に於ける収入不足月額に依る準寡婦の分布	五
第十四表	五市に於ける事由及年齢に依る準寡婦の分布	五
第十五表	七縣の郡部に於ける事由及年齢に依る準寡婦の分布	五
第十六表	東京市に於ける年齢及子女數に依る鰥夫の分布	五
第十七表	東京市に於ける年齢及子女數に依る準鰥夫の分布	五
第十八表	三市に於ける収入及不足月額に依る鰥夫の分布	五
第十九表	三市に於ける収入及不足月額に依る準鰥夫の分布	五

九、代表的實例一八

一〇、附 錄

愛知 兩縣の調査要綱解説
埼玉

子女養育中の貧困寡婦等に関する調査概要

一 調査の計畫

調査の對象 生活の資乏しき寡婦、故障ある鰥夫並に之れ等に準ずべき者及その子女に對して適當なる扶助を興ふるは兒童の福祉と社會の健全なる發達とを促す上に於て一日も忽にすべからざる所なり。故に之れ等の人員に關する全國的推定數を得んが爲、十四歳未満の子女を自己の家庭に於て養育中の貧困なる寡婦、準寡婦及その子女、鰥夫、準鰥夫の子女並に父母共に故障ある子女を對象とし、大正十五年六月下旬より同七月中旬に亘りて調査を行ひたり。

調査の時期、豫定地域及機關 調査の地域は各道府縣の市部（市部と事情を同じくする隣接町村を含む）に於て方面委員又は類似の委員制度あるものに在りては、委員設置區域全部に亘りて府縣吏員、市吏員及方面委員之が調査に當り、方面委員設置無き縣の市部に在りては各縣廳所在地一市のみを市吏員又は警察官に依り調査したり。又郡部に於ては道府縣に於ける各郡（若くは島、支廳）に付人口最も多き町一及村四（農村と漁村、富裕村と貧弱村等の如き特色あるものは可成之を含しめ、町無き郡に於ては一村を加ふ）を便宜道府縣に於て選定せしめ、町村吏員又は警察官之が調査を爲し、故障

ある鰥夫以下は六大都市に限り前記の時期に於て之を行ひたり。表示せば次の如し。

調 査 地 域	調 査 機 關	調 査 項 目	備 考
市部（市部と事情を同じくする隣接町村を含む） 1. 方面委員設置道府縣の市部 （設置區域全部を調査す） 2. 方面委員設置無き縣市部 （縣廳所在地の市を調査す） 郡部（島、支廳を含む） 2. 1. 町一、村四 村五、（町を有せざる郡）	道府縣吏員市吏員 方面委員 市吏員又は警察官 町村吏員又は警察官	原票調査項目全部 （原票様式参照） 原票調査項目Ⅰ乃至Ⅲ 原票調査項目Ⅰ乃至Ⅲ	六大都市に限りて故障ある鰥夫準鰥夫、それ等の子女及父母共に故障ある子女を調査す 方面委員設置の町村は原票調査項目全部を調査す

調査要綱及原票 本調査に使用せる調査要綱及原票様式を示せば左の如し。

子女養育中の貧困寡婦調査要綱

一、調査の目的

本調査は十四歳未満の子女を自己の家庭に於て養育する寡婦若くは寡婦に準すべき者にして、生活

著しく困難なる爲め扶助の必要ある者の状況を調査するものとす。寡婦に準すべき者の範圍は左の如し。

1. 配偶者の所在一ヶ年以上不明なる者
2. 離婚若くは婚姻の取消ありたる後、子女の父（先夫）死亡したる者
3. 内縁の妻にして相手方一ヶ年以上所在不明となり、若くは死亡したる者
4. 夫在監中の者
5. 夫老衰、癱疾又は疾病に因り、子女の養育著しく困難なる者
6. 夫精神病院入院中の者
7. 私生子ある者

二、調査の區域及機關

市 部

- (1) 方面委員（又は類似の委員制度、以下省略）の設置ある市部（市部と事情を同じくする隣接町村を含む）にありては、委員設置區域全部に亘り、方面委員をして調査せしむること
- (2) 方面委員設置なき府縣の市部に付ては、道府縣廳所在地一市のみを採り（道府縣廳所在地以外の市部は調査の必要なし）市役所又は警察官署をして調査せしむること

郡 部

町村につきましては其の道府縣の各郡(島、支廳)に於ける人口最も多き町一及村四(農村と漁村、富裕村と貧弱村等の如き特色ある村は之を可成含めて調査すること)を便宜道府縣に於て指定し、町村役場又は警察官署をして調査せしむること

三、調査方法

- (1) 調査に當りては調査原票を用ひ、被調査者に付き調査記入のこと
- (2) 調査者方面委員なるときは調査原票のⅠ乃至Ⅷの欄につきて調査記入し、其の他の調査者はⅠ乃至Ⅲ及Ⅷ(備考)の欄のみを調査記入のこと
- (3) 本調査は我國最初の試なるにより、調査者に對しては道府縣當局に於て調査の趣旨及方法の徹底する様御取計ひのこと

四、調査原票蒐集方法

道府縣廳に於ては市町村又は警察官署に於て取纏めたる調査原票(方面委員の管理官廳か道府縣なるときは道府縣に於て直接取纏め差支なし)を審査し、一括して直ちに報告のこと
但し調査原票を市町村別に綴り、之れに調査地市町村一覽表を添附し、該表中に各市町村の世帯數、人口數及調査世帯數を記入すること。尙調査區域が方面委員設置區域なる場合には該區域の世帯數



及人口數記入のこと

五、調査期限

調査報告期限は六月三十日限りとする

備考 本調査に於て生活著しく困難なりと認むるは、左記生活費所要額に足るべき収入なきを大體の標準とし、其他地方の狀況に依り參酌を加へられ度し

一、都會地

寡婦が子女一人を有する場合

四拾圓

夫婦(準寡婦の場合)にて子女一人を有する場合

五拾五圓

右は子女一人を増す毎に拾圓宛増すものとす

二、農漁村

前記都會地の標準額より三割を減ずるものとす

養育中ノ子女數

	父母ノ狀態	養育中ノ子女數	一	二	三	四	五	六	七人以上	計
1	父母共ニ老衰、癱疾又ハ疾病ニ因リ子女ノ養育著シク困難ナル者									
2	父所在不明ニシテ母老衰、癱疾又ハ疾病ニ因リ子女ノ養育著シク困難ナル者									
3	父母共ニ所在一ヶ年以上不明ナル者									
4	父母共ニ在監中ノ者									
5	父母共ニ精神病院入院中ノ者									
6	其他父母共ニ前各號ニ類スル狀態ニアル者									

二 代表的調査の結果

調査實施範圍の全國世帯に對する歩合　右の方法を以て調査したる寡婦、準寡婦の調査範圍を世帯數（大正十四年國勢調査速報を使用したる爲準世帯數を含む、但最後に之を除きたり）に依りて見れば左の如し。

1、市部に於ける調査範圍の世帯數は全國市部世帯總數の七三・二%に當り、之を道府縣別に見れば其の調査範圍は各道府縣市部世帯數の二六%より一〇〇%に當り、一〇〇%のもの最も多く半數以上を占めたり。

2、郡部に在りては（市部接續町村を含む）調査範圍は全國郡部世帯總數の二八・三%を占め、之を各道府縣に就きて見るに調査範圍は四%より五一%に當り、二〇%より三〇%のもの最も多し。

3、由是觀之、市部の調査範圍は殆んど全國市部の世帯全部に亘り、郡部に於ては約三割を調査したることとなる。更に市部及郡部の調査範圍を合すれば、全國の世帯總數の三八・七%即約四割を調査範圍に加へたるなり。

調査原票集計 前述の如く本調査は全國世帯總數の約四割の範圍につきて代表的調査を行ひたるものなるが、調査原票を審査し、集計を行ひたる結果、本調査該當實人員左の如し（廣島、徳島、沖繩の三縣及鹿兒島市を含まず）。

地 域	寡 婦	同 上 子 女	準 寡 婦	同 上 子 女	計
市 部	四、九〇六	九、九七〇	一、五一一	一、九四九	一八、三三六
郡 部	九、八五九	二一、一二二	三、〇八八	六、四三五	四〇、五〇三
計	一四、七六五	三一、〇九一	四、五九九	八、三八四	五八、八三九

備考 子女とは寡婦其他が自己の家庭に於て養育中の十四歳未満の子女を意味す。以下本文、
圖表、附表につき皆然りとす。

又六大都市に於ける鰥夫、準鰥夫及父母共に故障ある世帯及その子女の数は左の如し。

鰥夫	同上子女	準鰥夫	同上子女	父母共に故障ある世帯	同上子女	計
六二四	一、二六三	一六八	三三〇	二〇一	三八六	九、九三三
					世帯子女	一、九七九

三 代表的調査を基礎としたる全國的推算

推定數の算出法 次に前記の代表的調査を基礎とし、寡婦及準寡婦並にその子女の全國的推定數を比例に依りて算出す。これが方法は各道府縣に於ける市部及郡部の寡婦及準寡婦數を別々に求め、之に子女の率を乗じて全國に及ぼしたり。廣島、徳島、沖繩の三縣及鹿児島市は報告未着の爲、比例に依りて算出せり。又假に製表上便宜の爲退行線に依りて右三縣及一市を別々に算出したりと雖、右數字は全國計には使用せず。

全國及道府縣別推定數 斯くして推定せる該當人員左の如し。

地域	寡婦	同上子女	準寡婦	同上子女	計
市部	六、六九三	一三、四七五	二、〇四六	四、三四四	二六、五五八
郡部	三六、二一一	七七、五六〇	一一、三二八	二三、四三八	一四八、五三七
計	四二、九〇四	九一、〇三五	一三、三七四	二七、七八二	一七五、〇九五

更に六大都市を有する府縣と其他の縣とに分ちて示せば左表の如し。

實數表

地域	寡婦	同上子女數	準寡婦	同上子女數	合計
市部	三、七九〇	七、三三八	一、四九五	二、三九六	三、七九〇
郡部	五、九四四	一、二六二	一、四九五	二、三九六	三、七九〇
計	二、九〇三	六、一二六	二、九八〇	四、七九二	二、九〇三
其他縣	六、九三三	一三、四七五	二、〇四六	四、三四四	二六、五五八
計	一、二六三	三、三三〇	一、六七八	一、九七九	一、二六三
六大都市有する府縣	一、二六三	三、三三〇	一、六七八	一、九七九	一、二六三
其他縣	一、二六三	三、三三〇	一、六七八	一、九七九	一、二六三
計	一、二六三	三、三三〇	一、六七八	一、九七九	一、二六三

次に鰥夫、準鰥夫及父母共に故障ある世帯の全國的推定數を算出せり。其方法は、先づ六大都市と同市所在府縣郡部に於て該當人員の割合を求むる爲、寡婦及準寡婦の同上地域に於ける割合を求め（鰥夫準鰥夫以下該當人員は寡婦及準寡婦と同一割合と見做し）比例に依りて該當人員を算出し、同様にして全國に及ぼし、更にその子女率を乗じて、子女數を出したり。

以上の如くして得たる寡婦、準寡婦及その子女數並に、鰥夫、準鰥夫、父母共に故障ある世帯の六大都市所在府縣推定數を道府縣別に示さば次表の如し。

道府縣	寡婦		同子女數		準寡婦		同子女數		合計	夫鰥	女子同	夫鰥準	女子同	共母父障故に	女子同
	市部	郡部	市部	郡部	市部	郡部	市部	郡部							
北海道	一七	五〇	二八	一、三三	二	二五	二八	七四	三八	五九	一、一〇	二	一六	二四	二六
東北道	一、三三	二、二〇	二、二二	一、八七	三八	一、五九	一七	七四	一、〇九	一一	一、〇〇	二	二六	一六	二六
東京都	二〇	四二	四一	一、〇五	六	二五	一七	三八	二八	五	一〇	二	二六	一六	二六
高知	二七	五〇	三三	一、三六	九	二五	一八	七四	三八	五九	一、一〇	二	一六	二四	二六
福岡	二二	四〇	二〇	一、二二	三	二五	一八	七四	三八	五九	一、一〇	二	一六	二四	二六
大分	二二	四〇	二〇	一、二二	三	二五	一八	七四	三八	五九	一、一〇	二	一六	二四	二六
佐賀	二二	四〇	二〇	一、二二	三	二五	一八	七四	三八	五九	一、一〇	二	一六	二四	二六
熊本	二二	四〇	二〇	一、二二	三	二五	一八	七四	三八	五九	一、一〇	二	一六	二四	二六
鹿兒島	二二	四〇	二〇	一、二二	三	二五	一八	七四	三八	五九	一、一〇	二	一六	二四	二六
沖縄	二二	四〇	二〇	一、二二	三	二五	一八	七四	三八	五九	一、一〇	二	一六	二四	二六
合計	六、三三	一、三三	三、八三	一、〇五	一、一〇	二五	一八	七四	三八	五九	一、一〇	二	一六	二四	二六

備考 ×印の欄は寡婦及同子女數に合算しあり。
括弧中の數字は合計に含まれず。

推定の結果より見るに、全國の寡婦、準寡婦及びその子女合せて一七五、〇九五入にして、市部に於けるその人員は六大都市約半數以上を占め、郡部總人員は市部人員の約五倍半を占めたり。之を道府縣別に見れば愛知縣の八、九三三人を最高とし東京府、埼玉縣之れに次ぎ奈良、沖繩二縣（沖繩縣は退行線に依る推定數）の一千人内外を以て最低とす。中軸（中央値）（便宜上順位中央に當るものを採りたり）は群馬縣（三、四二二人）にして、全國を平均する時は一縣當り三、七五九人を得べし。平均が中軸より高きは八千人を有する一府二縣の影響に依るものなり。今人爲に依る調査上の差は暫く措き、右結果に依る順位と人口順位とを見るに、その間中等度の數的因果關係在りて存するに似たりと雖、斯くの如き結論には更に多くの研究を要すべし。

推定の正確度 推定數の實際に對する差は知り得べからざるも、確率論に依る時は標準偏倚を以て誤差の程度を推測し得べし。即推定數の誤差の程度は標準偏倚を超ゆるもの一、〇〇〇中約三一七即約三分の一にして、標準偏倚の二倍を超ゆるものは一、〇〇〇中四五、又三倍を超ゆるものは一、〇〇〇中三なるが故に、誤差にして標準偏倚の二倍以上を超ゆるものは殆ど稀なりと謂ふを得べし。尙、本調査に於て該當寡婦及準寡婦世帶數の全國調査範圍内世帶數に對する割合を見れば約〇・〇〇四なり。而して全國世帶數（大正十四年國勢調査速報——内閣統計局）に對する調査範圍内世帶數の割合は二・六對一なり。従て標準偏倚は世帶數一、〇〇〇に付き〇・〇二にして一十萬世帶に付き二〇〇

世帶なるが故に、誤差の最大範圍を考ふるも六〇〇世帶を超ゆる事無かるべし。

四 寡婦、鰥夫等とその子女の狀況

寡婦及準寡婦の年齢分布 鰥夫以下は暫く措き寡婦、準寡婦及其子女に就きて、更に一步を進め年齢に依る分布狀況を述べん（以下述ぶる所は代表的調査の結果なり）。東京、大阪及名古屋の三市に於ける寡婦一、四八三世帶中四〇歳以上四五歳未満（中央の値四二歳半）最も多く總數の二四・三%を占め、三五歳以上五〇歳未満にて總數の六六・三%なり。郡部に在りては寡婦一、一三八世帶中三五歳以上四五歳未満のもの總數の五〇%を占めたり。本分布は之を各地に於ける人口年齢分布と共に考慮せざる可らずと雖、本調査範圍内に於ける寡婦が若き者に少く三五歳以上に多く四五歳以上に於て減ずるは常識を裏書するものなり。準寡婦は市と郡に於て三五歳以上四〇歳未満各、總數の二三・二%及二四・八%を占め、分布狀況は寡婦に比べて分布曲線に凹凸少し。即三五歳以下の者の割合と四〇歳以上の者の割合との間に甚だしき對稱的差異無し。（柱列分布圖に於ける右端——年齢の高き方——の切り立てたるが如くして漸減せざるは多く五〇歳以上を一括したるに因る）〔第一圖、第一第二第三第四表參照〕

寡婦及準寡婦の養育する子女數及年齢 寡婦並に準寡婦の多くは子女一人を有する者にして（再註

こゝに子女と云ふは寡婦及準寡婦が自己の家庭に於て養育中の十四歳未満の子女を云ふ、寡婦以下の各調査世帯数を一〇〇としたる比例を表示せば次の如し。

地域	種別	子女一人	同二人	同三人	同四人	同五人	同六人	同七人以上	調査世帯数
市部	寡婦	四三・〇	三〇・四	一九・二	五・七	一・三	〇・四	〇・〇・一、四八三	
	準寡婦	四三・七	二九・三	一八・八	六・五	一・四	〇・三	〇・〇・三五五	
郡部	寡婦	三七・五	三三・三	一九・五	七・三	二・〇	〇・三	〇・一、一三八	
	準寡婦	三七・四	二六・二	一九・二	一三・一	三・二	〇・六	〇・三、三三五	

而して子女の平均分布は市部に在りては寡婦一人當り二・〇一人、準寡婦一人當り二・一二二人、郡部に在りては各二・一四人及二・〇七人なり。

子女の性別分布を寡婦、準寡婦及び地域別に百分比を以て示す時は次表の如し。

地域	性別	寡婦		地域	性別	準寡婦	
		男兒	女兒			男兒	女兒
市部	男兒	四八・一	五一・九	郡部	男兒	五〇・五	四八・八
	女兒	五〇・一	四九・九		女兒	四九・五	五一・二
計		一〇〇・〇	一〇〇・〇	計		一〇〇・〇	一〇〇・〇

即ち男女兒殆ど相半ばし、その割合は市部に於ける寡婦と郡部に於ける準寡婦、市部に於ける準寡婦と郡部に於ける寡婦と近似したり。

之を年齢別に見るにその分布、寡婦の子女は市郡の別無く一〇歳以上一二歳に最大頻數を認め、準寡婦に在りては市郡共に四歳以上六歳に之れ有るが如し。〔第二第三第四圖第五第六第七第八表〕

住居の室數及疊數 寡婦、準寡婦住家の室數は五室を越ゆるものありと雖、市部は最大頻數二室にして三室之に次ぎ、六大都市に就きて見るに三室が五〇％強を占むるは名古屋市のみにして東京、横濱の兩市を除く他の三市は二室多く東京、横濱は一室最多數を占む。例へば横濱市に於ける一室が寡婦世帯總數三一三の約八〇％を占めたるは震災後のバラック居住の爲なるべし。郡部に於ては一室のもの最も多きが如し。疊數を見るに市部の最大頻數は六疊なり。寡婦二、二六七世帯中六疊は二〇％を占めたり。次に四疊半多くして一四・二％を占む。十疊以上亦總數の一二％に昇れり。郡部に於ては最大頻數は十疊以上の二八・三％（總數四九八）にして六疊、八疊各一八・八％及一七・九％を占めたり。郡部に於て十疊以上の多きは家の構造に因るものなるべし。

寡婦及準寡婦の世帯につき寡婦準寡婦及十四歳未満の子女以外の人員を見れば十四歳以上の子女大人々員よりも多く、大人中にては寡婦の母最も多く、親族等之に次ぐ。而して是等年長子女及大人は多くの場合、各自收入あるものゝ如く、寡婦及準寡婦の生計には關係少きが如し。〔第六圖第九第十表〕

世帯人員 世帯人員は市部、郡部共に三人を以て最大頻數とし、平均は市部三・七人、郡部三・五人なり。市、郡共に總數の七〇％は四人以下の世帯數のもの之を占め、八人以上のものは一％内外に過ぎず。〔第五圖〕

世帯収入月額 収入に就きて一言せんに、東京、大阪、横濱及名古屋の四市に於ける寡婦の世帯一、七九六中、月收入百圓に達するもの有るも三〇圓以上三五圓未満のもの最多く一六・三％を占め、二〇圓以上四〇圓未満のもの總數の半數以上に昇れり。而して収入皆無のもの二・五％あり。愛知縣外八縣の郡部に於ける寡婦世帯數七六八を見るに月收入一五圓以上二〇圓未満のもの甚だ多く二五・七％を占めたり。總數の六〇％強は一〇圓以上二五圓未満の収入のものより成れり。以上郡部及市部の月收入分布を比較するに市部に於て三五圓以上の収入ある者多きに反し、郡部に於てはその割合甚だ少し。市部に於ては六〇圓以上の収入有る者四・一％あるに反し、郡部に於ては漸く〇・三％に過ぎず。柱列圖を以て示せば市部は収入月額多き方に人員分布多く、郡部に於ては収入月額少き方に人員分布少き状態を呈すべし。〔第七圖第十一、十二、十三、十四表〕

世帯生計費不足月額 然るに之を生計費月不足額に依りて見るに世帯の分布は甚だ偏りたる山形を呈し、市郡共に五圓以上一五圓未満不足のもの殆ど半數を占め、又収入不足世帯中世帯人員に依る頻數多きを採るに市部に在りては二人及四人、郡部に在りては二人及三人なるが、その月不足額は同じく五圓以上一〇圓未満なり。右市部及郡部を比較すれば市部に於ては五圓未満の不足者少く、一般に不足額多き傾向あるに反し、郡部に於ては小額の不足者多き事實は生活の難易を示すものなるべし。

(柱列圖中郡部の分布の市部に比して凹凸あるは調査數の比較的少きが爲なるべし)。次に不足額を平均に依つて示さば、市部に於ける月不足額一世帯一五・六八圓にして、郡部に於ては一三・七三圓なり。而して一人一日當り不足額は市部一四錢、郡部一三錢なり。(本平均算出に當りては不足額五圓未満の世帯を除きたり)〔第八圖第十一、十二、十三、十四表〕

準寡婦の事由別歩合 準寡婦に關する年齢分布其他の事項は寡婦と大差なきが故に再説を避け、唯、準寡婦の事由別歩合を見んに、東京、大阪等五市部に於ける六二三世帯及神奈川外六縣郡部に於ける六六七世帯に於て各一〇％以上を占むるものは、1 配偶者の所在一ヶ年以上不明なる者、2 内縁の妻にして相手方一ヶ年以上所在不明となり、若くは死亡したる者、3 夫老衰、癱疾又は疾病に因り、子女の養育著しく困難なる者及郡部に於ては之等に加ふるに、7 私生子ある者なり。茲に注目すべき點は市部に在りては、5 夫老衰云々四七・二％を占め他は一六％以下なるに反し、郡部に於ては、7 私生子ある者二七・四％に昇りて、5 夫老衰、云々の三一・八％に甚だ接近したる點なり。而して、1 配偶者の所在一ヶ年以上不明なる者、3 内縁の妻にして云々の項該當者は共に約一七％以下に留る。2 離婚若くは婚姻の取消ありたる後、子女の父(先夫)死亡したる者、4 夫在監中の者及6 夫精神病院入

院中の者の三項に該當する者は最高七・一%最低一・九%を占むるに過ぎず。但しこゝに興味ある事實は市部に於ける、2、4及、6該當者の分布が殆ど等しきに、郡部に在りては、2、4、6の順に減少せることなり。百分比を以て示せば市部が四・八、四・六及四・六%なるに郡部は七・一%、三・六%及一・九%なり。〔第九圖第十四、十五表〕

故障ある鰥夫及準鰥夫の状況 故障ある鰥夫、準鰥夫及父母共に故障ある者の調査範圍は六大都市に限られたるを以て之のみに依りて全國を推さんには誤差甚だ多かるべきも、前述の方法にて得たる子女數を使用したり。今東京市に於ける故障ある鰥夫二二五世帯に就きて年齢分布を見るに四〇歳以上四五歳未満二六・二%を占め、四五歳以上五〇歳未満は二三・六%にして、五〇歳以上は二九・八%を占めたり。子女數は一人のもの最も多く三二・一%にして、二人のもの二七・八%あり。

東京、大阪、横濱の三市に於ける故障ある鰥夫四六一世帯の収入は、最大頻數を三〇圓―三五圓、四〇圓―四五圓に認むるも、六〇圓以上のもの一〇・八%ありて収入の點市部に於ける寡婦よりも一般に高きもの多し。月不足額は五圓以上一〇圓未満のもの三一・三%を占め、一〇圓以上一五圓未満のもの之に次ぎて二四・九%を占む。而て不足無きもの一四・四%を占めたり。世帯人員は三人のもの二九・五%を占め、二人及四人之に次ぐ。その割合は各二七・一%及二二・一%なり。八人以上のものは〇・二%なり。

東京市に於ける故障ある準鰥夫四六世帯の年齢に依る分布を見るに四五歳以上五〇歳未満約三四%

にして四〇歳以上のもの約八〇%を占む。子女數は二人のもの多く四一・三%にして、一人のもの三九・一%なり。

収入月額は東京、大阪及横濱の三市一二〇世帯に於て四〇圓―四五圓、五〇圓―五五圓各一八・三及二〇・〇%を占め、無収入のもの五・〇%あり。月不足額は五圓以上一五圓未満のもの約五五%を占め、不足無きもの約六%を占めたり。〔第十六、十七、十八、十九表〕

五 貧困程度の輕重より見たる推定數の整理

食困と看做す標準 以上本邦に於ける生活著しく困難なる寡婦、故障ある鰥夫其他之に準すべきものに關する報告の結果を概説したり。然れども「……生活著しく困難……」の標準に關して言及せざれば明瞭を缺くべし。故にこの點に就きて述べるに始めに採りたる豫定標準は「調査要綱」に備考として掲げたるものにして、即

1、都會地に於ては

寡婦が子女一人を有する場合は四〇圓―

夫婦(準寡婦の場合)にて子女一人を有する場合は五五圓―を最低生活所要月額とし、共に子女一人を増する毎に一〇圓宛を加へ、右金額に足るべき収入無き者を貧困者として調査し、

2、農漁村に於ては右都會地の標準額より三割を減ずるものとし、更に本標準を地方狀況に依りて

參酌を加へ得ること爲したり。

斯くの如き移動標準を使用するは批判を免れ難きも最低生活所要額は地方に依りて異なる事多きが故に常識的立場より許容し得べきなり。斯る豫定標準に依つて得たる報告原票につき、實際調査に依る生活所要額の平均標準を求めたる結果左の如し。

地域	親一人子女一人	子女一人を増す毎に	大人一人を増す毎に
市部	月額 三〇圓	月増額 七圓	月増額 九圓
郡部	同 一八圓	同 五圓	同 七圓

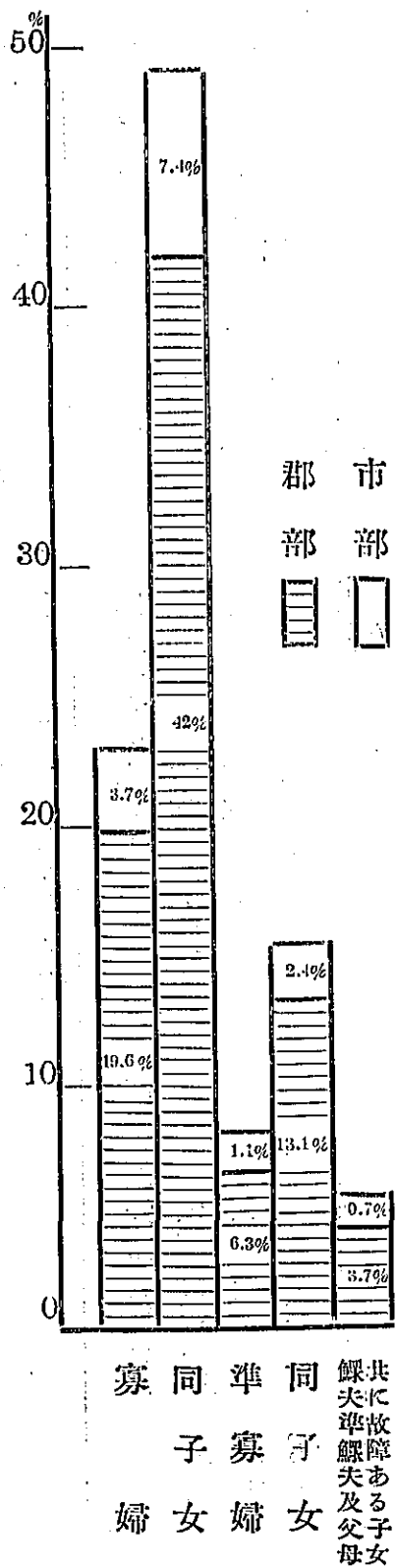
推定數の整理 最低生活所要額を定むるに食料のカロリーに依もの雇用ひらるゝと雖、右生活費平均額亦使用上理有るものなり。故に右實際調査に基く生活費標準に依て原票の整理を爲し、「大正十四年國勢調査報告第三卷市町村別世帯及人口」(内閣統計局)に依る世帯數及準世帯數を參照し、更に不足無き者及不足額月五圓未満の者を除きたる結果本調査に正確に該當する人員として左の數を得たり。

地域	寡婦	同上子女	準寡婦	同上子女	故障ある鰥夫、準鰥夫及父母共に故障ある子女	計
市部	四、九一二	九、八七四	一、五二二	三、二二八	九一〇	二〇、四四六
郡部	二六、二一七	五六、一〇五	八、四二六	一七、四四五	四、九四九	一一三、一四二
計	三一、一二九	六五、九七九	九、九四八	二〇、六七三	五、八五九	一三三、五八八

總數を百としたる百分比

市部	郡部	計
三・七	一九・六	二二・三
七・四	四二・〇	四九・四
一・一	六・三	七・四
二・四	一三・一	一五・五
〇・七	三・七	四・四
一五・三	八四・七	一〇〇・〇

市、郡に於ける寡婦其他の百分比分布状況



推定數整理に關する其他の考慮 推定數整理上更に考慮すべきは、本調査がその調査範圍を稍調査對象に都合好き地を選びたる傾向ある點にして、特に郡部に於て然るが故に、事實は猶幾分の減少を來すべし。又家庭扶助の對象として必要且有効なるべき世帯を嚴選するとせば更に減少を來すべきな

六 結果の概括

寡婦及準寡婦		故障ある鰥夫、準鰥夫 及父母共に故障ある者	備考
1、推定数整理の結果—子女を含む総人員		同上子女のみの人員	同上全国總數及百分比
市部	一九、五三六	市部	二〇、四四一 一五三
郡部	一〇八、一九三	郡部	四、九四九 八七
計	一二七、七二九	計	二五、八五九 一〇〇
2、調査範圍(整理前の數) 3、以下同		故障ある鰥夫の子女 同準鰥夫の子女 父母共に故障ある子女	全國世帯總數の 三八・七% 市部 七三・二% 郡部 二八・三%
3、該當人員の分布 市部。六大都市五六・七%を占む		計	五、八五九

郡部。市部の約五倍半を有す	4、年齢	同上	6、室數
市部。寡婦に在りては四三歳前後最多數を占む 郡部。寡婦は四〇前後最も多し 準寡婦に在りては市、郡共に三八歳前後最多し		五〇歳前後多し(東京市)	
5、子女(寡婦、準寡婦が自己の家庭に於て養育中の一四歳未満の子女)。 市、郡共に一人を有する者多く。平均は最高郡部		同上 子女の最大頻數一人當り 故障ある鰥夫は一人、準鰥夫は二人、平均は各二・	
7、疊數		市部、最大頻數六疊次は四疊半 郡部、最大頻數十疊以上	
8、世帯人員		最大頻數は市郡共に三人(寡婦及準寡婦)	

平均は 市部 三・七人
郡部 三・五人

11、準寡婦の事由別
市郡共に項1、3、5、
多く郡部は7亦多し、(事
由に就きては調査要綱參
照)

●九及一・九五五人なり(東
京市)

同上
三三圓内外及四三圓内外
多し(鰥夫)
四三圓及五三圓内外多し
(準鰥夫)
同上
七圓内外のもの最多し

の寡婦一人當二・二四人、
最低市部の寡婦一人當二
・〇一人なり
子女の数は男女相半ばし
寡婦の子女は市郡共に一
〇一二歳多く、準寡婦
に在りては四一六歳多し
9、収入月額
市部。最大頻數三圓内外
郡部。最大頻數二圓内外
10、不足月額
市郡共に七圓内外最多數
なり
一人一日當り平均額
市部 一四錢
郡部 一三錢
(右一人一日當り平均額
は市部に於ては六大都市
の影響多く、郡部に於て
は調査範圍多からざるを
以て全國平均額は更に低
かるべし)

第一圖 年齢に依る寡婦の百分比分布

